

令和6年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年1月14日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年1月14日（火）午後3時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後 3 時00分

閉会 午後 3 時28分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	福島 富子	9 番	由利 幸悦
2 番	佐々木 昇	10番	瀬川 等
3 番	伊藤 秀郎	12番	沓澤 弥
4 番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5 番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6 番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7 番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
8 番	加藤 艶子		

2) 欠席した委員

11番	麻生 良子	17番	宮原 正明
13番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎（会長）

3) 遅刻した委員

なし

19名中15名出席

（午後3時00分）

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀
主 査	柴田 恵利子

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第10号 第4回農地対策専門委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約通知
 - (2) 使用貸借契約合意解約通知
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午後 3 時 00 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は、15 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、11 番 麻生 良子 委員、13 番 加藤 エリ子 委員、17 番 宮原 正明 委員、19 番 高橋 伸太郎 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、3 番 伊藤 秀郎 委員、4 番 川崎 秀悦 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 2 件、議案 4 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第10号 第4回農地対策専門委員会の報告をお願いします。 (12番 沓澤 弥 委員、挙手)
議 長	12番 沓澤 弥 委員。 (第4回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第10号 第4回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありますか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は21件で、面積は41,392㎡であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するため2件、所有者の都合によるものが10件、耕作者死亡のため6件、借人の都合によるものが3件であります。 2 使用貸借契約合意解約通知は2件で、面積は4,416㎡であります。解約事由は、所有者の都合によるものが2件であります。 次に、議案書4ページをご覧ください。 3 申請許可状況であります。先月の転用案件は3件で、5条使用貸借権設定 申請番号 第3号、5条所有権移転 申請番号 第10号、第11号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、12月10日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年1月14日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書7ページの3条所有権移転 申請番号 第68号 は、15番 高橋 郁夫 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3条所有権移転 申請番号 第68号 を審議しますので、15番 高橋 郁夫 委員の退席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後3時09分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書7ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第68号 は、面積が739㎡で、申請事由は、農業廃止のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。3条所有権移転 申請番号 第68号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後3時10分)

議 長	次に、議案第43号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書6ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、3条賃貸借権設定は1件で、面積は2,956㎡であります。申請事由は(申請番号第17号は)、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書7ページから10ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は11件で、面積は24,489㎡であります。申請事由は、申請番号 第57号、60号、67号は農業廃止のため、第58号、63号、66号は経営縮小のため、第59号、61号、62号、64号は小作地解放のため、第65号は相手方の要望のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第43号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第44号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第44号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和7年1月14日提出。説明は以上です。

議 長	ここで、議案書12ページから14ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第599号、600号、601号、602号、603号、604号、605号 は、12番 沓澤 弥 委員、議案書20ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第38号 は、15番 高橋 郁夫 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第599号 から 605号 を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。
議 長	(12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 3 時14分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書12ページから14ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第599号、600号、601号、602号、603号、604号、605号 は、賃貸借権の再設定で、面積は44,284㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定 整理番号 第599号 から 605号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 3 時15分)

議 長	次に、経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第38号 を審議しますので、15番 高橋 郁夫 委員の退席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後 3 時16分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書20ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転 申請番号 第38号 は、面積が4,825㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第38号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 3 時18分)
議 長	次に、議案第44号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長
高山班長	議案書12ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が23件で、面積は137,459㎡であります。新規の設定が17件、再設定が 6 件であります。賃料については、総会資料記載のとおり

	であります。 議案書20ページから22ページをご覧ください。議事参与制限以外の経営基盤強化促進法 所有権移転は8件で、面積は32,643㎡であります。申請事由は、整理番号 第30号は小作地解放のため、第31号、32号は農業廃止のため、第33号、34号、35号、36号、37号は経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第44号 議事参与制限以外の案件について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年1月14日提出。 議案書24ページから31ページをご覧ください。農地中間管理事業の促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権の新規設定が22件で、面積は178,453.51㎡であります。 促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が8件で、賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権の新規設定が1件であります。県の公告は令和7年2月28日となっております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
議長	(高山班長、挙手)
高山班長	高山班長
	議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年1月14日提出。 5条 賃貸借権設定 申請番号第5号について説明させていただきます。議案書33ページ、議案付属資料14ページから23ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。 申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であります。 申請地は、湯沢駅から■■■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■■kmに位置しており、東側及び西側は水路、南側及び北側は田に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。 事業計画は、深さ■■■m、■■■■■㎡を掘削し、陸砂利■■■■■㎡を採取するものです。 事業費は、用地借上経費■■■■■円、造成・整地費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、その他搬入費等諸経費■■■■■円、合計■■■■■円で、資金計画は全額自己資金となっております。 被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に

		行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。 この他、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。参考として、令和■年■月■日付け【指令湯農委-■】及び、令和■年■月■日付け【指令湯農委-■】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後の状況報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでいることを申請人（賃借人）より確認しております。 許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、12番 沓澤 弥 委員 から報告願います。
議	長	(12番 沓澤 弥 委員、挙手) 12番 沓澤 弥 委員。
12	番	議案第46号の現地確認について報告いたします。 12月25日、13番 加藤 エリ子 委員と私の2名、事務局3名とで現地確認をまいりました。 現地確認時、雪のため、5条賃貸借権設定 申請番号第5号 の申請土地周辺の詳しい状況を確認することができませんでしたが、降雪前の11月27日の現地確認において、委員2名と事務局2名で現地周辺の状況を確認しており、その際に撮影された写真や航空写真等の資料と、申請書類、現地の状況とを照らし合わせて確認した結果、事前着工はないものと判断し、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第46号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第46号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第46号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後3時28分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和7年1月14日

議長 高橋敬悦 

署名委員 3番 伊藤秀郎 

署名委員 4番 川崎 秀悦 